

河内長野市第2次地域福祉計画

(平成25年度事業実施状況及び評価)



平成27年12月1日

河内長野市
河内長野市社会福祉協議会

【凡例】

1. 「評価」の欄は、施策推進度の高い方から順に ◎ ○△としている。
2. 「施策対応細事業」の欄には、行政評価の単位としている細事業の名称を掲載している(重複有)

1. ともに支え・支えられる(お互いさま)地域づくり

1-(1) 地域福祉の担い手の育成

① 福祉意識の醸成

計画P.17

計画番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
1	<p>だれもが福祉に関心を持ち、支援を要する人にちょっとした心づかいが自然にできるとともに、小さい頃から福祉意識・人権意識が身に付くよう、さまざまな機会や方法による啓発を進めます。</p> <p>また、児童や高齢者、障がいのある人に対する虐待、ドメスティック・バイオレンス等、人権侵害を見逃さない人権擁護の社会づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉に関する啓発の推進(市、市社協) ●学校における福祉教育の推進(市、市社協、地域) ●地域における福祉学習の推進(市社協、市) ●人権啓発の推進(市、地域) ●虐待の防止(市、市社協、地域) ●女性に対する暴力の防止(市、地域) 	<p>【充実】日常生活自立支援事業＝一定の医療機関からの問い合わせが多かったが、福祉機関やこれまでになかった機関からの相談が増加した。利用者数が増加した。</p>	◎	<p>生活福祉課管理事業</p> <p>人権教育推進事業</p> <p>男女共同参画人権擁護支援事業</p> <p>新生児妊産婦訪問指導事業</p> <p>家庭児童相談室事業</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>児童虐待防止事業</p> <p>相談支援事業</p> <p>教育相談センター事業</p> <p>適応指導教室事業</p> <p>相談員等派遣・配置事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>男女共同参画啓発事業</p>	<p>ハンセン病問題に関する啓発を行う。</p> <p>人権教育についての教職員への研修及び人権教育研究会への支援を行う。</p> <p>女性の自立を支える面接相談を行う。ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議を開催する。</p> <p>妊産婦の家庭を訪問する。新生児・乳児の訪問指導を行う。</p> <p>家庭児童相談室を運営する。</p> <p>地域コミュニティソーシャルワーカーを配置する。</p> <p>児童虐待の予防及び早期発見、虐待の通報窓口としての初動対応、問題が発生した際の子どもと家族への援助を図るための「要保護児童対策地域協議会」を開催する。</p> <p>「障がい者虐待防止法」（平成24年10月施行）に伴い障がい者の虐待防止対策を実施する。障がい者の就労支援に向けた取組みに対する理解を促進する。障がい者相談員事業の実施。障がい者虐待防止対策相談員の雇教育相談センターを運営する。</p> <p>不登校児童生徒への指導と支援を行う。</p> <p>学校に相談員等を派遣・配置する。</p> <p>地域福祉ワークショップ、地区（校区）福祉委員会活動を支援する。ボランティア育成事業を支援する。福祉学習プログラムの学校、地域への提供を支援する。</p> <p>男女共同参画に関する研修・講座を実施する。</p>

生涯学習支援事業	生涯学習を支援、推進する「くろまる塾」やまちづくり出前講座において福祉学習を進める。
地域の学習拠点づくり事業	公民館などで福祉学習のための講座等を開催する。地域の福祉活動と連携した学習会等を開催する。
社会福祉協議会支援事業	福祉学習プログラム作成と福祉学習サポーター紹介の支援を行う。
学校支援サポート事業	地域の人材を授業等に活用する。公民館クラブ員と児童が学校で交流する機会を創る。「ふれあい合校」の中で福祉学習を行う。
キャリア教育推進事業	職場体験学習（中学2年生）を実施する。
楽習室事業	楽習室開催のための支援を行う。 「楽習室」の中での福祉学習を支援する。
ふれあい合校事業	ふれあい合校開催のための支援を行う。「ふれあい合校」の中での福祉学習を支援
フロンティアスクール事業	福祉教育の研究を行う。
教職員研修事業	教職員が福祉教育の研修を受ける。
子ども教育支援センター事業	福祉学習の研究開発を行う。
男女共同参画推進協働事業	男女共同参画に関するイベント（おんなとおとこのワイワイあごらなど）を開催する。
人権・平和啓発事業	人権学習のためのイベントや講座を開催する。人権啓発活動を行う。
障がい者施策啓発事業	障がい者施策の啓発活動（街頭キャンペーン、精神障がい者理解促進事業、障がい者雇用啓発事業など）を行う。
人権相談事業	人権相談を行う。
両親教室事業	妊婦・配偶者対象の両親教室を開催する。

就労・訓練支援事業	障がい者の就労支援に向けた取組みに対する理解を促進する。
地域福祉啓発事業（市社協）	地域住民が身近な場所で、地域にある福祉課題等を考え、学べる環境を整えるために、講師謝礼を補助する。認知症や子育て、障がい者等の啓発をはじめ、団塊の世代を対象に地域との関わりが大切であることを伝える講演会を開催する。
福祉委員等パワーアップ事業（市社協）	新任福祉委員研修会、中堅福祉委員研修会、委員長研修の開催
地域相談支援員配置事業（市社協）	地域コミュニティソーシャルワーカーを配置する。
日常生活自立支援事業（市社協）	多くの住民に事業について知っていただき、権利擁護の手段を周知徹底する。

② 地域福祉活動の人材育成

計画P.19

計画番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
2	<p>地域福祉活動に関するボランティアの発掘・育成や、地域福祉活動の多様な担い手の育成・確保を進めるため、市社協をはじめ社会福祉施設や企業等と連携し、学習機会や場づくりの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア育成講座の充実(市、市社協、地域) ●地域ボランティアの育成支援と活動の促進(市社協、市、地域) ●社会福祉施設や医療機関等との連携によるボランティア活動の場の提供(市社協、市、地域) ●団塊の世代や若者世代の人材確保(市社協、市、地域) ●地域福祉活動の多様な担い手の育成・確保(市、市社協、地域) 	<p>【充実】緑化基金事業＝平成24年度に引き続き、団体に対し、掃除用具やごみ袋等の提供を行い、活動を支援した。また、市広報にアドプト・パークの活動状況を掲載し、市民参加を呼び掛けた。</p> <p>【充実】子ども・子育て総合センター事業＝あいつくに移転し、土日祝日開館の為ボランティアの受け入れが幅広く行えるようになった。(学生・一般とも)＊駅前になり利便性が良くなった。</p> <p>【充実】賛助会員制度の推進＝市内全公民館にチラシ及び振込用紙を設置していただき、公民館利用者への周知を図った。</p> <p>【充実】広報啓発事業＝協賛広告を増やした。</p>	◎	<p>地域福祉活動支援事業</p> <p>河内長野市民大学「くろまる塾」</p> <p>市民公益活動支援センター管理運営事業</p> <p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>森林プラン推進事業</p> <p>アドプトロードの推進事業</p> <p>緑化基金事業</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>民生児童委員関係事業</p> <p>老人クラブ活動支援事業</p>	<p>ボランティア育成事業を支援する。地区（校区）福祉委員会活動を支援する。 ボランティア育成事業、小地域ネットワーク活動推進事業を支援する。</p> <p>地域で活躍する人材を育成するため、「くろまる塾」を活用した福祉学習講座を開催する。</p> <p>ボランティア活動入門講座、ボランティア体験・見学プログラム、団体運営講座、ボランティアアドバイザー養成講座を開催する。</p> <p>社会福祉協議会の賛助会員募集事業、組織構成会員制推進事業を支援する。</p> <p>企業、森林所有者、大阪府、市、ボランティアの協働による森林保全</p> <p>道路の一定区間で歩道や植樹帯などにおいて、地元自治会や企業等の団体が自主的に清掃等のボランティア活動を行うことを支援する。</p> <p>自治会、団体などによる自主的な公園愛護（アドプト）活動を支援する。</p> <p>地域コミュニティソーシャルワーカーが地区福祉委員会や民生委員等と連携して活動等の啓発を行う。</p> <p>「民児協かわちながの」の発行、未就学児向けの人形劇で児童委員の活動をPR</p> <p>地域での活動の場の確保などにより、高齢者の地域福祉活動への参加を促進する。</p>

子ども・子育て総合センター事業	子育てボランティアの募集・登録を行い活動の場を提供する。 ・物作りボランティア ・保育補助ボランティア ・講座講師ボランティア ・お楽しみタイムボランティア
子育て支援センターちよだだい事業	主任児童委員と連携し、乳児家庭全戸訪問の実施 地域支援者の質向上と交流の為の交流会や講習会の実施
ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員として登録し、講習や実際の援助活動の調整を行う。
組織構成会員制度の推進（市社協）	自主財源確保のみの趣旨ではなく、地域福祉活動の多様な担い手の育成・確保ならびに社会福祉への関心の喚起社会福祉協議会運営基盤となる評議員選出基盤組織としての参加意識の醸成を目的として社会福祉協議会の良き理解者を数多く求めるための加入促進を図る。
賛助会員制度の推進（市社協）	自主財源確保のみの趣旨ではなく、社会福祉への関心の喚起と、社会福祉協議会事業運営への参加意識の醸成を目的として社会福祉協議会の良き理解者を数多く求めるための加入促進を図る。
地域福祉啓発事業（市社協）	地域住民が身近な場所で、地域にある福祉課題等を考え、学べる環境を整えるために、講師謝礼を補助する。認知症や子育て、障がい者等の啓発をはじめ、団塊の世代を対象に地域との関わりが大切であることを伝える講演会を開催する。
住民参加による地域福祉活動計画の推進 《福祉委員等パワーアップ事業》 （市社協）	新任福祉委員研修会、福祉委員研修会、防災運動会の開催
地域相談支援員配置事業（市社協）	地域コミュニティーソーシャルワーカーを配置し、地区福祉委員会や民生委員等と連携して活動等の啓発を行う。
ボランティア活動推進事業（市社協）	ボランティア育成事業を支援する。（ボランティア体験プログラムの実施・福祉ボランティアスタート講座）
福祉団体支援事業（市社協）	広報やイベントを通じて、民生児童委員の周知を図ると共に、人材の育成と確保を行う。
広報啓発事業（市社協）	ボランティア活動や地域福祉活動の情報提供

1-(2) 支えあいの輪づくり

① 小地域ネットワーク活動の促進

計画P.20

計画番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業	事業内容（委託・助成含む）
3	<p>地域住民による小地域ネットワーク活動が活発に行われるよう、市社協と連携し、地区（校区）福祉委員会によるさまざまな支えあい活動やふれあい活動について、市民に広く周知を進めるとともに、運営等の問題点や課題について解決の糸口となるよう、地区（校区）福祉委員会同士の交流等を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小地域ネットワーク活動の周知（市社協、市、地域） ●地区（校区）福祉委員会の活動の支援（市社協、市、地域） ●孤独死や虐待防止等の見守り活動の促進（市、市社協、地域） ●地域福祉活動等の先進事例の情報提供（市社協、市） 	<p>【充実】地区（校区）福祉委員長連絡会の開催＝福祉委員長連絡会として全国校区・小地域活動サミットに参加し、地域の特性に応じた先進事例を学んだ。また、委員長連絡会では、これまで各校区の実情に合わせた取り組みをしていたが、共通の課題を抽出し、次年度に活かせるよう努めた。</p> <p>【充実】「小地域ネットワーク活動」の展開と支援＝校区ではなく、小地域単位で広報紙を発行する地域が出てきた。</p>	◎	<p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>経営改善計画の取り組み（市社協）</p> <p>地区（校区）福祉委員長連絡会の開催（市社協）</p> <p>「小地域ネットワーク活動」の展開と支援（市社協）</p> <p>福祉委員等パワーアップ事業（市社協）</p> <p>福祉委員会によるPR活動（市社協）</p> <p>地域相談支援員配置事業（市社協）</p>	<p>社会福祉協議会の経営改善への支援を行う。</p> <p>見守り活動や行政等への通報等の体制づくりを進める。</p> <p>ボランティア育成事業を支援する。小地域ネットワーク活動推進事業、地域福祉人材育成事業、地域福祉ワークショップ事業を支援する。</p> <p>住民参加による地域福祉活動を推進する社協の基盤強化を図るとともに、事業の発展・推進を図るための安定的な財源確保に取り組む。</p> <p>地区（校区）福祉委員会委員長連絡会定例会議の開催、地区（校区）福祉委員会委員研修会の開催</p> <p>個別援助活動。グループ援助活動。福祉委員会の機関誌を発行</p> <p>福祉委員研修会の開催</p> <p>市民まつりでの校区福祉委員会の活動展示、市民まつり・ふれあい楽市きらく市での校区福祉委員会の活動展示</p> <p>地域福祉活動のコーディネート機能を発揮する。</p>

② ボランティア活動の支援

計画P.21

計画番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
4	<p>ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティアセンター機能の強化を図り、福祉分野とNPOや福祉分野以外のボランティア活動との連携・交流を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアセンター機能の強化(市、市社協、地域) ●福祉分野以外のボランティア活動との連携促進(市社協、市、地域) ●ボランティアのステップアップ*講座の充実(市、市社協、地域) 		○	<p>子ども・子育て総合センター事業</p> <p>市民公益活動支援センター管理運営事業</p> <p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>ファミリーサポートセンター事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>ボランティア活動推進事業（市社協）</p>	<p>子育てボランティアの活動と交流の場での情報提供と講座の開催</p> <p>市民公益活動支援センター「るーぷらざ」の運営を行う。また、ボランティア・市民活動フェスティバルと、地域やテーマの枠を超えて対等に情報交換できる場(るーぷの集い)を開催する。社会福祉協議会との連携、ボランティアアドバイザー養成講座の開催</p> <p>ボランティアセンター、ボランティア連絡会の運営を支援する。</p> <p>子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員として登録し、講習や実際の援助活動の調整を行う。</p> <p>小地域ネットワーク活動推進事業、地域福祉人材育成事業、地域福祉ワークショップ事業を支援する。</p> <p>ボランティアセンター、ボランティア連絡会の運営を支援する。</p>

③ NPO活動の支援

計画P.22

計画	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
5	<p>市民公益活動等を行うNPOの活動の促進を図るため、NPO法人立ち上げの支援やNPOと地域団体との連携に向けた取り組みを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●NPO法人の立ち上げ等支援（市、地域） ●地域型とテーマ型活動団体の連携促進（市、地域、市社協） 		○	<p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>市民公益活動支援センター管理運営事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>地域相談支援員配置事業（市社協）</p>	<p>地域コミュニティソーシャルワーカーを概ね中学校区に配置し、地域の福祉活動に関する相談を行う。</p> <p>るーぷらざにおけるグループ立ち上げ支援(貸事務ブース)。地域やテーマの枠を超えて対等に情報交換できる場(るーぷの集い)を設ける。グループ支援のための情報提供とコーディネートを行う。</p> <p>ボランティア育成事業を支援する。小地域ネットワーク活動を支援する。</p> <p>地域の福祉活動に関する相談を行う。地域コミュニティソーシャルワーカーを配置する。</p>

④ 大学や企業、商店等との連携

計画番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
6	<p>地域の多様な福祉ニーズに対応するため、大学や企業、商店等と連携し、専門的な知識や技術、人材、場所等を地域福祉活動を進める上での資源として、地域団体が活用できるよう、働きかけていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大学等との連携による学生ボランティアの活動促進（市、市社協、地域） ●大学等と連携した子育て支援の推進（市） ●企業や商店等と連携した地域福祉活動の促進（市、市社協、地域） 	<p>【充実】市民公益活動支援センター管理運営事業＝河内長野ガス主催の防災勉強会に参加し、河内長野ガス、社会福祉協議会、長野小学校区まちづくり会議と連携を図った。 また、南河内連携イベントの開催に向けて、検討会議を行った。</p> <p>【充実】緑化基金事業＝平成24年度に引き続き、団体に対し、掃除用具やごみ袋等の提供を行い、活動を支援した。また、市広報にアドプト・パークの活動状況を掲載し、市民参加を呼び掛けた。</p> <p>【充実】子ども・子育て総合センター事業＝あいつくに移転し、土日祝日開館の為ボランティアの受け入れが幅広く行えるようになった。（学生・一般とも）＊駅前になり利便性が良くなった。</p> <p>【充実】賛助会員制度の推進＝市内全公民館にチラシ及び振込用紙を設置していただき、公民館利用者への周知を図った。</p>	◎	<p>河内長野市民大学「くろまる塾」</p> <p>市民公益活動支援センター管理運営事業</p> <p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>アドプトロードの推進事業</p> <p>緑化基金事業</p> <p>子ども・子育て総合センター事業</p> <p>組織構成会員制度の推進（市社協）</p> <p>賛助会員制度の推進（市社協）</p> <p>地域福祉啓発事業（市社協）</p>	<p>地域で活躍する人材を育成するため、「くろまる塾」を活用した福祉学習講座を開催する。</p> <p>河内長野市、富田林市、大阪狭山市、松原市の4市とその市民公益活動支援センター、大阪大谷大学、市民公益活動団体で、南河内連携イベントを実施している。</p> <p>社会福祉協議会の賛助会員募集事業、組織構成会員制推進事業を支援する。</p> <p>道路の一定区間で歩道や植樹帯などにおいて、地元自治会や企業等の団体が自主的に清掃等のボランティア活動を行うことを支援する。</p> <p>自治会、団体などによる自主的な公園愛護（アドプト）活動を支援する。</p> <p>市内や近隣の大学との連携による学生ボランティアの活動促進</p> <p>地域福祉活動の財源確保のため、広く組織構成会員制度への加入・参画を呼び掛け社協のよき理解者を得るとともに会費収入としての財源確保に取り組む。</p> <p>自主財源確保のみの趣旨ではなく、社会福祉への関心の喚起と、社会福祉協議会事業運営への参加意識の醸成を目的として社会福祉協議会の良き理解者を数多く求めるための加入促進を図る。</p> <p>専門家を中心にボランティアグループ同士の交流を図り、新たな気づきが得られるような場を設定している。また、一般市民に対しては、地域にある様々な課題を知ること、地域福祉活動への関心を高めている。</p>

1-(3) 交流の場づくり

① 多様な交流の促進

計画番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
7	<p>お互いさまの地域づくりを進めるため、子どもから高齢者、障がいのある人等あらゆる人がお互いに分かりあえるよう、地域での多様な交流の機会づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ活動の促進（市、地域） ●地域での世代間交流の促進（市、地域、市社協） ●地域の子育て支援の充実（市、地域） ●障がいのある人との交流の促進（市、地域） ●地域ぐるみの健康づくりの促進（市、地域） ●社会福祉施設の地域への開放や地域との交流の促進（市、地域、市社協） ●地域課題への自主的な取組みの促進（市、地域） 	<p>【充実】市民公益活動支援・協働促進事業＝新たに3小学校区において、まちづくり協議会が設立。7小学校区で地域まちづくり協議会が活動した。</p> <p>【充実】子ども・子育て総合センター事業＝サークル活動の利用がしやすくなった。</p>	◎	<p>コミュニティ活動推進事業</p> <p>市民まつり支援事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>市民公益活動支援・協働促進事業</p> <p>学校運営協議会事業</p> <p>障がい者自立支援給付事業</p> <p>子ども・子育て総合センター事業</p> <p>子育て支援センターちよだだい事業</p> <p>地域福祉啓発事業(市社協)</p> <p>「小地域ネットワーク活動」の展開と支援(市社協)</p>	<p>自治会を対象にした講演会や交流会を開催し、コミュニティ活動を支援する。</p> <p>市民まつりの開催を支援する。</p> <p>小地域ネットワーク活動推進事業を支援する。地区(校区)福祉委員会活動を支援する。</p> <p>地域の様々な団体が連携し地域課題を解決するためのネットワーク組織である「地域まちづくり協議会」の活動支援を行うとともに、未設立地域においては設立の支援を行う。</p> <p>各小学校において学校運営協議会(コミュニティスクール)を設置し運営する。</p> <p>障がい者の訓練の場及び市民との交流の場として、市役所食堂跡に障がい福祉サービス事業所「キッチンくすくす」の開所を支援する。</p> <p>子育て支援についての身近な地域でふれあいの場づくりを進める。</p> <p>子育て支援についての身近な地域でふれあいの場づくりを進める。</p> <p>地域住民が身近な場所で、地域にある福祉課題等を考え、学べる環境を整えるために、講師謝礼を補助する。認知症や子育て、障がい者等の啓発をはじめ、団塊の世代を対象に地域との関わりが大切であることを伝える講演会を開催する。</p> <p>個別援助活動、グループ援助活動、福祉委員会の機関誌を発行</p>

② 身近な交流の場の確保

計画 番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評 価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
8	<p>身近な地域の中で、高齢者や子ども、障がいのある人等、だれもが気軽に集い交流できる場づくりを進めます。また、地域の中で多様な交流を進めるため、学校等施設の開放を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身近な地域での交流の場づくり（地域、市） ●学校等施設の開放（市） 		○	<p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>市立福祉センター管理運営事業</p> <p>小山田地域福祉センター管理運営事業</p> <p>清見台地域福祉センター管理運営事業</p> <p>南花台ふれあいプラザ管理事業</p> <p>つどいの広場事業</p> <p>小学校余裕教室活用計画推進事業</p> <p>中学校余裕教室活用計画推進事業</p> <p>文化施設予約システム事業</p> <p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>街かどデイハウス支援事業</p> <p>市民公益活動支援センター管理運営事業</p> <p>地域相談支援員配置事業(市社協)</p>	<p>地域コミュニティソーシャルワーカーをコミュニティセンターや公民館に配置する。</p> <p>小地域ネットワーク活動推進事業を支援する。</p> <p>福祉センター「錦溪苑」の運営を行う(指定管理制)</p> <p>小山田地域福祉センターの運営を行う。</p> <p>清見台地域福祉センターの運営を行う。</p> <p>南花台ふれあいプラザの運営を行う。</p> <p>つどいの広場事業を委託実施する。</p> <p>余裕教室を活用する。</p> <p>余裕教室を活用する。</p> <p>貸館施設連携会議において施設の有効活用や共通基準等を検討する。</p> <p>民間福祉施設開放のための取り組みを行う。</p> <p>住民参加型デイサービスを支援。</p> <p>市民公益活動等を普及啓発するイベント(ボランティア・市民活動フェスティバルなど)を開催する。「るーぶの集い」の開催</p> <p>地域コミュニティソーシャルワーカーをコミュニティセンターや公民館に配置する。</p>

2. 地域での自立した暮らしを支援する仕組みづくり

2-(1) 情報提供・相談体制の充実

① サービス情報の提供

計画P.25

計画番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
9	<p>福祉サービス等を必要とする人が、サービス利用に際して情報を入手しやすくするため、サービスの内容やサービス提供事業者に関する情報について、様々な方法を用いた情報提供を進めるとともに、情報を入手しやすい環境づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報提供のバリアフリー化（市、市社協、地域） ● 情報ボランティア等の育成（市社協、市） ● 地域に密着した情報の提供（市、市社協、地域） ● 市社協の情報発信機能の強化（市社協、市） 	<p>【充実】河内長野市民大学「くろまる塾」＝高校連携講座を新たに実施し、大学連携講座の幅を広げ年間講座数も304講座から321講座に増加した。</p> <p>【充実】子育てコンシェルジュ事業＝ブログ形式のページからポータルサイト化することにより、たくさんの情報の掲載と検索もしやすくなった。</p> <p>【充実】「小地域ネットワーク活動」の展開と支援＝担当者はこれまで校区の役員会に出席していたが、その内容が十分に小地域に伝わらないことから、小ネットの会議にも出席する機会が増えた。</p> <p>【充実】広報啓発事業＝協賛広告を増やした。</p>	◎	<p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>生涯学習情報提供事業</p> <p>市民公益活動支援センター管理運営事業</p> <p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>河内長野市民大学「くろまる塾」</p> <p>広報紙発行事業</p> <p>広報推進事業</p> <p>人権相談事業</p> <p>子育てコンシェルジュ事業</p> <p>「小地域ネットワーク活動」の展開と支援（市社協）</p> <p>地域相談支援員配置事業（市社協）</p> <p>広報啓発事業（市社協）</p>	<p>地域福祉活動の情報収集と地域への提供を行う。福祉サービスへの苦情・相談ニーズを受け止め、サービス向上に役立てる。</p> <p>生涯学習情報提供システム「学びやんネット」により地域の情報、団体情報を提供する。また、年2回くろまる塾講座ガイドを発行するとともに、講座やイベントを記載した「くろまる情報誌」を公共施設に配置する。</p> <p>市民公益活動支援センター「るーぷらざ」がテーマ型・地域型組織支援の情報提供を行う。情報紙の発行、団体の毎月の活動一覧表の発行、情報提供コーナー</p> <p>「社協だより」、ボランティア情報紙「わになつてかわちながの」を発行する。社会福祉協議会の情報をホームページで発信する。</p> <p>ボランティア育成事業を支援する。</p> <p>地域における多様な人材の発見・発掘を行う。</p> <p>「広報かわちながの」・「声の広報かわちながの」に福祉サービスの情報を掲載する。</p> <p>市ホームページに福祉サービス情報を掲載する。</p> <p>人権相談を行う。相談員会議の主宰や各種相談事業一覧表の作成など</p> <p>キラキラねっと、キラキラめーるにより地域の子育て支援情報を提供する。</p> <p>定例役員会、福祉委員会総会の開催</p> <p>地域福祉活動の情報収集と地域への提供を行う。福祉サービスへの苦情・相談ニーズを受け止め、サービス向上に役立てる。</p> <p>全戸配布により、市民全員への情報発信を行っている。</p>

② 身近な地域の相談窓口の充実

計画番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
10	<p>市民に対し、身近な地域の相談窓口として民生委員・児童委員の周知を図るとともに、保健や福祉の担当者や当事者団体*、NPO等と連携し、支援を要する人の自宅等に出向き、相談やサービス情報の提供を行う等の支援を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の身近な相談員の周知（市、市社協、地域） ●訪問相談活動の推進（市、地域） ●地域における相談活動の推進（市） ●対象者別の専門相談機関の周知と対応の充実（市） ●市民の相談員活動への参加促進（市社協、市） 	<p>【充実】市民相談事業＝相談者1人当たりの相談時間を30分に延長（6月実施分以降）。「くらしの総合相談」に裁判所の調停員による『調停相談』を追加し、11項目で実施した。</p>	◎	<p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>児童虐待防止事業</p> <p>幼児健全発達支援事業</p> <p>相談支援事業</p> <p>コミュニケーション支援事業</p> <p>教育相談センター事業</p> <p>適応指導教室事業</p> <p>相談員等派遣・配置事業</p> <p>人権相談事業</p> <p>市民相談事業</p> <p>消費者相談事業</p> <p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>民生児童委員関係事業</p>	<p>地域コミュニティソーシャルワーカーを概ね中学校区に配置し、地域福祉に関する訪問相談・出前講座を行う。相談窓口の連携を進め、福祉サービスの紹介とつなぎの支援を行う。</p> <p>児童虐待の予防及び早期発見並びに問題が発生した際の子どもと家族への援助を図るための「要保護児童対策地域協議会」を開催する。</p> <p>発達に不安のある子どもの保護者を対象に、電話相談・来室相談・家庭訪問等の育児相談の実施</p> <p>在宅障がい者に対する相談を行うとともに相談機関の連携を進める。</p> <p>市障がい福祉課窓口、市庁舎における手話通訳及び聴覚障がい者の生活相談、手話通訳者の育成・派遣、団体との調整等を担う聴覚障がい者福祉指導員を配置する。</p> <p>教育相談センターを運営する。相談窓口の連携を深める。</p> <p>不登校児童生徒への指導と支援を行う。</p> <p>学校に相談員等を派遣・配置する。</p> <p>人権相談を行う。相談員会議の主宰や各種相談事業一覧表の作成など</p> <p>無料法律相談、くらしの総合相談を実施する。</p> <p>消費生活相談を実施する。被害防止のために、情報提供及び啓発事業を実施する。</p> <p>相談窓口の連携を進める。</p> <p>相談機関の連携を進める。民生委員による訪問相談を実施する。</p>

家庭児童相談室事業	相談窓口の連携を進める。
高齢者相互支援推進事業	寝たきり、ひとり暮らし等の高齢者宅の友愛訪問を支援する。
介護保険相談員派遣等事業	市内の介護保険施設等に定期的に介護保険相談員を派遣し、利用者の相談に応じる。
新生児妊産婦訪問指導事業	妊産婦の家庭を訪問する。新生児・乳児の訪問指導を行う。
乳幼児相談事業	乳幼児訪問相談を実施する。
地域福祉活動支援事業	小地域ネットワーク活動推進事業を支援する。
子ども・子育て総合センター事業	子育て家庭ほっと支援事業(家庭訪問による育児相談)を実施する。相談窓口の連携を進める。
子育て支援センターちよだだい事業	子育て家庭ほっと支援事業(家庭訪問による育児相談)や乳児家庭全戸訪問を実施する。
母子自立支援事業	母子・父子自立支援員による相談を実施する。ハローワークと協力してひとり親家庭の父母の就労を支援(母子・父子自立支援プログラム策定事業)
成年後見制度利用支援事業	判断能力が低下した方等の権利を擁護するため、市民ボランティアの後見人を養成する。
認知症高齢者支援事業	認知症キャラバンメイトが認知症サポーター養成講座を地域の要望に応じて開催し、サポーターを養成する。
訪問指導事業	生活習慣病予防や介護予防等の訪問指導を行う。
男女共同参画人権擁護支援事業	女性の自立を支える面接相談を行う。
地域相談支援員配置事業(市社協)	地域福祉に関する訪問相談・出前講座(認知症サポーター養成等)を行う。地域コミュニティーソーシャルワーカーを各地に配置する。相談窓口の連携を進める。福祉サービスの紹介とつなぎの支援を行う。
福祉団体支援事業(市社協)	民生委員・児童委員の周知を図り、相談機関と連携し、民生委員による訪問相談を実施する。

③ 相談機関のネットワークづくり

計画番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
11	<p>市民の多様な福祉ニーズや複合的な課題に対し、適切な福祉サービスに結びつけることができるよう、また、解決の糸口が見いだせるよう、地域の相談窓口や専門相談機関との連携等、相談機関のネットワークづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口のネットワークの推進（市、市社協、地域） ●専門相談機関と地域での相談窓口との連携（市、市社協、地域） ●総合案内化と窓口担当者のスキルアップ（市） ●子育て支援・相談事業担当者ネットワークの強化（市、地域） ●障がい者の支援のためのネットワークの強化（市、地域） ●高齢者の支援のためのネットワークの強化（市、地域） 		○	<p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>民生児童委員関係事業</p> <p>地域就労支援事業</p> <p>子ども・子育て総合センター事業</p> <p>子育て支援センターちよだだい事業</p> <p>幼児健全発達支援事業</p> <p>家庭児童相談室事業</p> <p>地域福祉啓発事業(市社協)</p> <p>地域相談支援員配置事業(市社協)</p> <p>福祉団体支援事業(市社協)</p>	<p>福祉サービスの連携を進める。</p> <p>地域コミュニティソーシャルワーカーを各地に配置する。</p> <p>小地域ネットワーク活動推進事業、地域福祉ワークショップ事業を支援する。</p> <p>相談機関の連携を進める。</p> <p>就労困難者などの相談窓口である地域就労支援センターとの連携強化</p> <p>相談窓口の連携を進める。</p> <p>相談窓口の連携を進める。</p> <p>相談窓口の連携を進める。</p> <p>相談窓口の連携を進める。</p> <p>講演会・研修会を通じて、子ども・子育て総合センターならびに民間保育園との連携強化。講演会を通じて、人権協会との連携強化</p> <p>地域コミュニティソーシャルワーカーを各地に配置する。</p> <p>民生委員がニーズに応じて相談機関と連携できるよう、ネットワークづくりを行う。</p>

2-(2) サービスの質の向上と権利擁護の推進

① サービスの質の向上

計画番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
12	<p>サービス利用者の状態に応じたより適切で質の高いサービスを提供できるよう、支援を要する人の自宅等に出向き(アウトリーチ*)、相談やサービス情報の提供を行うとともに、サービス利用につなげる等身近な支援活動を推進します。</p> <p>● 相談機関等のアウトリーチの推進(市、市社協) ● 相談員の質の向上(市、地域、市社協)</p>		○	<p>高齢者相互支援推進事業</p> <p>介護保険相談員派遣等事業</p> <p>新生児妊産婦訪問指導事業</p> <p>乳幼児相談事業</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>民生児童委員関係事業</p> <p>児童虐待防止事業</p> <p>母子自立支援事業</p> <p>相談支援事業</p> <p>認知症高齢者支援事業</p> <p>社会福祉協議会支援事業</p>	<p>寝たきり、ひとり暮らし等の高齢者宅への友愛訪問を支援する。</p> <p>市内の介護保険施設等に定期的に介護保険相談員を派遣し、利用者の相談に応じる。</p> <p>妊産婦の家庭を訪問する。新生児の訪問指導を行う。</p> <p>乳幼児訪問相談を実施する。</p> <p>地域福祉に関する訪問相談・出前講座を行う。福祉サービスへの苦情・相談ニーズを受け止め、サービス向上に役立てる。</p> <p>小地域ネットワーク活動推進事業を支援する。</p> <p>民生委員による訪問相談を実施する。</p> <p>児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問支援を実施する。</p> <p>母子・父子自立支援員による相談を実施する。ハローワークと協力してひとり親家庭の父母の就労を支援(母子・父子自立支援プログラム策定事業)</p> <p>在宅障がい者に対する相談を行うとともに相談機関の連携を進める。</p> <p>認知症キャラバンメイトが認知症サポーター養成講座を地域の要望に応じて開催し、サポーターを養成する。</p> <p>福祉サービスの苦情処理に応じる。</p>

		地域包括支援センター運営事業	高齢者の総合相談窓口
		訪問指導事業	生活習慣病予防や介護予防等の訪問指導を行う。
		地域相談支援員配置事業(市社協)	地域福祉に関する訪問相談・出前講座(認知症サポーター養成)を行う。福祉サービスへの苦情・相談ニーズを受け止め、サービス向上に役立てる。
		福祉団体支援事業(市社協)	ニーズに応じた支援が出来るように、民生委員により訪問相談を実施し、サービスの質の向上につなげる。

② 権利擁護の推進

計画P. 29

計画番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況(新規・充実・縮小)	評価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
13	<p>認知症高齢者や知的障がいのある人等で判断能力が低下している人が、必要なサービスを利用して自立した生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度について周知を図るとともに、利用の促進を図ります。また、認知症高齢者や知的障がいのある人等の権利擁護の支援を行うため、権利擁護に関する支援体制づくりを進めます。</p> <p>●日常生活自立支援事業の周知と利用促進(市社協、市、地域) ●成年後見制度の周知と利用しやすい体制の構築(市、市社協、地域)</p>	<p>【充実】日常生活自立支援事業＝一定の医療機関からの問い合わせが多かったが、福祉機関やこれまでになかった機関からの相談が増加した。利用者数が増加した。</p>	◎	社会福祉協議会支援事業	日常生活自立支援事業(旧・権利擁護事業)を実施する。
				コミュニティソーシャルワーカー配置事業	福祉サービスの紹介とつなぎの支援を行う。
				成年後見制度利用支援事業	要支援者が親族の支援や身寄りのない場合に成年後見の市長申立を行う。
				生活支援事業	障がい者の能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活ができるよう支援する。
				地域相談支援員配置事業(市社協)	福祉サービスの紹介とつなぎの支援を行う。
				日常生活自立支援事業(市社協)	日常生活自立支援事業の実施

2-(3) 連携体制の充実

① 地域と専門機関との連携づくり

計画 番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評 価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
14	<p>地域における福祉活動と専門機関による公的な福祉サービスとの連携を深めるため、情報共有や地域支援のためのプラットフォーム*の場について検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地区(校区)における地域支援ネットワークの構築(市、市社協、地域) ●地域の生活課題や支援を要する人の把握(市、市社協、地域) 	<p>【充実】市民公益活動支援・協働促進事業＝新たに3小学校区において、まちづくり協議会が設立。7小学校区で地域まちづくり協議会が活動。</p>	◎	<p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>民生児童委員関係事業</p> <p>市民公益活動支援・協働促進事業</p> <p>「小地域ネットワーク活動」の展開と支援(市社協)</p> <p>地域相談支援員配置事業(市社協)</p> <p>福祉団体支援事業(市社協)</p>	<p>福祉サービスの連携を進める。福祉活動における協働推進のしくみを整える。</p> <p>地域コミュニティソーシャルワーカーを各地に配置する。</p> <p>小地域ネットワーク活動推進事業、地域福祉ワークショップ事業を実施する。</p> <p>相談機関の連携を進める。</p> <p>地域の様々な団体が連携し地域課題を解決するためのネットワーク組織である「地域まちづくり協議会」の活動支援を行うとともに、未設立地域においては設立の支援を行う。</p> <p>地域の課題等を把握するために訪問や調査を行う。 ≪地域福祉活動支援事業≫</p> <p>地域コミュニティソーシャルワーカーを各地に配置する。</p> <p>民生委員が公的なサービスに繋がられるよう相談機関の連携を進める。</p>

② 関係機関の連携・支援の充実

計画番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
15	<p>複雑・多様化する市民の福祉ニーズに対応したサービスを総合的・効果的に提供するため、関係機関の連携を深め、支援を要する人の地域生活の支援の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係課や関係機関との連携の強化（市） ●地域包括支援センター等との連携強化（市、地域） ●障がい者地域自立支援協議会の機能強化（市、地域） ●要保護児童対策地域協議会の機能強化（市、地域） 	<p>【充実】市民相談事業＝相談者1人当たりの相談時間を30分に延長（6月実施分以降）。「くらしの総合相談」に裁判所の調停員による『調停相談』を追加し、11項目で実施。</p> <p>【充実】市民公益活動支援・協働促進事業＝新たに3小学校区において、まちづくり協議会が設立。7小学校区で地域まちづくり協議会が活動。</p>	◎	<p>男女共同参画人権擁護支援事業</p> <p>市民相談事業</p> <p>消費者相談事業</p> <p>家庭児童相談室事業</p> <p>子ども・子育て総合センター事業</p> <p>幼児健全発達支援事業</p> <p>相談支援事業</p> <p>教育相談センター事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>民生児童委員関係事業</p> <p>市民公益活動支援・協働促進事業</p> <p>人権相談事業</p> <p>地域相談支援員配置事業（市社協）</p> <p>福祉団体支援事業（市社協）</p>	<p>女性の自立を支える面接相談を行う。</p> <p>無料法律相談、くらしの総合相談を実施する。</p> <p>相談機関の連携を進める。</p> <p>相談窓口の連携を進める。</p> <p>相談窓口の連携を進める。</p> <p>相談窓口の連携を進める。</p> <p>地域自立支援協議会で関係機関の連携を図る。</p> <p>相談窓口の連携を深める。</p> <p>地区(校区)福祉委員会活動を支援する。小地域ネットワーク活動推進事業、地域福祉ワークショップ事業を支援する。</p> <p>福祉サービスの連携を進める。福祉活動における協働推進のしくみを整える。相談窓口の連携を進める。</p> <p>地域コミュニティソーシャルワーカーを各地に配置する。相談窓口の連携を進める。</p> <p>相談機関の連携を進める。</p> <p>地域の様々な団体が連携し地域課題を解決するためのネットワーク組織である「地域まちづくり協議会」の活動支援を行うとともに、未設立地域においては設立の支援を行う。</p> <p>人権相談を行う。相談員会議の主宰や各種相談事業一覧表の作成など</p> <p>地域コミュニティソーシャルワーカーを各地に配置する。相談窓口の連携を進める。</p> <p>多様化するニーズに対応できるよう、民生委員が相談機関との連携を進める。</p>

3. 安全・安心な暮らしを支える環境づくり

3-(1) 都市基盤・生活環境の整備

① 移動の利便性の向上

計画 番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評 価	施策対応細事業	事業内容（委託・助成含む）
16	<p>だれもが安全に安心して、また、快適に公共交通を利用できるよう、道路環境の整備・改良や鉄道駅舎のバリアフリー化を計画的に進めます。また、高齢者や障がいのある人等で移動に困難を感じている人の、買い物や通院、社会参加等を容易にしやすくするため、福祉有償運送の推進やボランティアによる買い物等移送支援、商業施設による宅配等、多様な主体による事業や活動の促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鉄道駅舎のバリアフリー化の支援（地域、市） ●歩道の段差解消等の推進（市） ●バスの低床化等の促進（地域、市） ●通院、買い物等の移動の利便性の向上（市、市社協、地域） ●公共交通の維持・充実（市、地域） 	<p>【充実】モックルコミュニティバス運行事業＝平成25年10月27日より、日曜日に限定し、モックルコミュニティバスの利用者1人につき、同伴者1人の運賃を無料にする同伴者割引を実施した。 ・モックルコミュニティバスの利用者数や取り組み状況、利用を呼び掛けるポスター、市内のイベント案内等を車内に掲示し、PRを実施した。</p> <p>【充実】公共交通対策事業＝平成25年10月26日より、路線バス・千代田線（河内長野駅前～木戸東町）において、上限200円運賃での試行運行を実施した。また、新たに「大阪南医療センター玄関」バス停留所を追加し、同センター前バス停留所を移設した。 ・平成25年10月26日より、路線バス・南青葉台線の一部区間で、停留所以外の場所でも乗降ができるフリー乗降を実施した。 ・バスの利用方法や市内を走る路線バスの案内を掲載した「河内長野市バスマップ」を作成し、全戸配布した。 ・観光資源へのアクセス方法や沿線施設の割引特典等を記載したチラシ「河内長野市バス旅ガイド」を作成、配布した。 ・駅・バス停留所から離れている地域において、現状を把握し、問題点の整理や解決策の検討を行うことを目的とする勉強会の開催を希望する団体を募集した。</p> <p>【充実】地区（校区）福祉委員長連絡会の開催＝全国校区・小地域活動サミットに参加した。</p>	◎	<p>鉄道駅移動等円滑化補助事業</p> <p>移動円滑化道路整備事業</p> <p>福祉有償運送事業</p> <p>駅前広場エレベーター管理事業</p> <p>ノンステップバス導入費補助事業</p> <p>バス路線維持費補助事業</p> <p>モックルコミュニティバス運行事業</p> <p>日野・滝畑コミュニティバス運行事業</p> <p>公共交通対策事業</p> <p>地区（校区）福祉委員長連絡会の開催（市社協）</p>	<p>河内長野市移動等円滑化基本構想に基づき、駅構内のエレベーター等の設置を支援する。</p> <p>移動円滑化基本構想に基づく重点整備地区における市管理道路等のバリアフリー化を行う。</p> <p>福祉有償運送のあり方や事業者の参入・更新について協議する「中部ブロック福祉有償運送市町村共同運営協議会」に参加する。</p> <p>バリアフリー事業で設置したエレベーターの管理</p> <p>バス事業者によるノンステップバス導入への補助金交付</p> <p>輸送人員の減少などにより、運行の維持が困難となっている一般乗合バス路線（岩湧線）の存続のため、バス事業者に補助金を交付する。</p> <p>バス路線ネットワークの充実によるバス利用者の増加及び主要公共施設へのアクセス性の向上のため、モックルコミュニティバスを運行する。（運行経費と運行収入の差額を市が負担する。）</p> <p>日野・滝畑地区の生活交通手段を確保するため、日野・滝畑コミュニティバスを運行する。（運行経費と運行収入の差額を市が負担する。）</p> <p>「第2期河内長野市地域公共交通総合連携計画」（平成24年11月策定）などに基づく具体的な取り組みの検討、実施（河内長野市地域公共交通会議の開催等）</p> <p>全国校区・小地域活動サミットに参加し、全国の先進的な取り組みなどを研修する。</p>

② 公共施設のバリアフリー化

計画P. 33

計画番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
17	<p>高齢者や障がいのある人、妊婦や子育て中の人等すべての市民が、安心して公共施設や民間の公共的施設等を利用できるよう、大阪府福祉のまちづくり条例*に基づく改修・整備を計画的に進めるとともに、民間事業者による条例の周知等を働きかけます。</p> <p>●大阪府福祉のまちづくり条例に基づく改修・整備（府、市、地域）</p>		○	ユニバーサルデザインの普及(障がい者の権利に関する条約)	ユニバーサルデザインの導入、啓発を行う。

3-(2) 防犯対策の推進

① 見守り活動の推進

計画P. 34

計画番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
18	<p>子どもたちを犯罪や事故から守るため、学校関係者をはじめ地域の自主防犯活動団体等の連携を深め、見守り等のネットワークの充実を図ります。</p> <p>●地域での防犯活動や見守り活動の促進（市、地域）</p> <p>●総合的な見守りネットワークの充実（市、地域）</p>	<p>【充実】放課後子ども教室事業＝加賀田・楠小学校が増え、11小学校にて実施した。</p>	◎	<p>放課後子ども教室事業</p> <p>こども会育成事業</p> <p>青少年健全育成事業</p> <p>子ども見守りパトロール事業</p> <p>防犯活動推進事業</p> <p>学校運営事業</p>	<p>放課後子ども教室を開催する。</p> <p>こども会の育成を行う。</p> <p>青少年の健全育成に係る市民啓発活動の実施(委託)</p> <p>子ども見守りパトロールを実施する(民間の青パトは3件＝南花台、加賀田、美加の台)。</p> <p>自主的な防犯組織の育成・支援を行う。</p> <p>通学路安全マップを作成する。見守り関連物品の購入・配布</p>

② 消費者被害の防止

計画番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業	事業内容（委託・助成含む）
19	<p>高齢者や知的障がいのある人等が、振り込め詐欺をはじめさまざまな消費者被害にあわないよう、その手口について広く周知するとともに、被害者の相談対応の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消費者被害のよくある手口等の周知（市） ●消費者被害相談の対応（市） ●高齢者等の消費者被害防止のための制度等の活用促進（市、市社協） 	<p>【充実】市民相談事業＝相談者1人当たりの相談時間を30分に延長（6月実施分以降）。「くらしの総合相談」に裁判所の調停員による『調停相談』を追加し、11項目で実施。</p> <p>【充実】福祉団体支援事業＝消費者被害に関する研修会を開催した。</p>	◎	<p>男女共同参画人権擁護支援事業</p> <p>市民相談事業</p> <p>消費者相談事業</p> <p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>民生児童委員関係事業</p> <p>教育相談センター事業</p> <p>成年後見制度利用支援事業</p> <p>人権相談事業</p> <p>相談支援事業</p> <p>「小地域ネットワーク活動」の展開と支援（市社協）</p> <p>住民参加による地域福祉活動計画の推進<地域福祉啓発事業>（市社協）</p> <p>地域相談支援員配置事業（市社協）</p> <p>日常生活自立支援事業（市社協）</p> <p>福祉団体支援事業（市社協）</p>	<p>女性の自立を支える面接相談を行う。</p> <p>無料法律相談、くらしの総合相談を実施する。</p> <p>消費生活相談を実施する。被害防止のために、情報提供及び啓発事業を実施する。</p> <p>相談窓口の連携を進める。日常生活自立支援事業（旧・権利擁護事業）を実施する。</p> <p>相談窓口の連携を進める。福祉サービスの紹介とつなぎの支援を行う。</p> <p>相談機関の連携を進める。</p> <p>相談窓口の連携を深める。</p> <p>要支援者が親族の支援や身寄りのない場合に成年後見の市長申立を行う。</p> <p>人権相談を行う。相談員会議の主宰や各種相談事業一覧表の作成など</p> <p>相談機関の連携を進める。身寄りのない知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力の不十分な方々について、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の後見人等の報酬助成を行う。</p> <p>ふれあい交流会等グループ援助活動の実施</p> <p>地域住民が身近な場所で、地域にある福祉課題等を考え、学べる環境を整えるために、講師謝礼を補助する。</p> <p>相談窓口の連携を進める。福祉サービスの紹介とつなぎの支援を行う。</p> <p>日常生活自立支援事業の実施</p> <p>消費者被害を防止するため、民生委員により地域での見守り活動を行い、相談機関との連携を進める。</p>

3-(3) 緊急時や災害時対策の推進

① 緊急時の支援体制の確立

計画 番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評 価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
20	<p>ひとり暮らし高齢者や障がいのある人等が緊急時にも安心して暮らせるよう、日常的な地域の見守り活動や緊急通報システム等、重層的な見守り体制による緊急対応のネットワークづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急通報システムによる対応の充実（市、地域） ●在宅高齢者等の実態把握の促進（市、地域、市社協） ●地域での見守り活動の促進（地域、市社協、市） 		○	<p>高齢者相互支援推進事業</p> <p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>民生児童委員関係事業</p> <p>高齢者支援事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>家庭系ごみ収集事業</p> <p>消防緊急・気象・災害時等情報管理事業</p> <p>緊急通報システム運営事業 ※H26年度から事業統合し、在宅高齢者支援事業に包括されている</p> <p>地域相談支援員配置事業</p> <p>福祉団体支援事業</p>	<p>寝たきり、ひとり暮らし等の高齢者宅の友愛訪問を支援する。</p> <p>福祉サービスの連携を進める。</p> <p>地域コミュニティソーシャルワーカーが地域と連携して要支援者を支援する。</p> <p>独居老人の所在を記した福祉マップを作成している。</p> <p>地域包括支援センター担当者が地域の高齢者宅を訪問し、生活状況の確認や緊急連絡先などの把握を行う。</p> <p>小地域ネットワーク活動推進事業を支援する。</p> <p>家庭ごみふれあい収集：高齢又は障害等の理由により家庭ごみの排出が困難な世帯に対して個別にごみ収集を行う。</p> <p>災害活動上必要な情報の収集と伝達を行う。</p> <p>ひとり暮らし高齢者宅に緊急通報装置を設置している。</p> <p>地域コミュニティソーシャルワーカーが地域と連携して要支援者を支援する。</p> <p>独居高齢者等支援が必要な方を把握し、独居高齢者の所在を記した福祉マップを作成し、日常的な見守りも行う。</p>

② 災害時の支援体制の確立

計画番号	第2次地域福祉計画第2章<施策の方向>における<展開>	平成25年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業	事業内容(委託・助成含む)
21	<p>災害時に要援護者に対して、避難や安否確認等の必要な支援が行われるよう、要援護者の情報把握や支援者による情報共有等の支援体制づくりを進めます。また、地域での市民の安全を守るため、要援護者等も参加しての防災訓練等、日頃の防災活動を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時要援護者の把握と支援プランの作成（市、市社協、地域） ●要援護者情報の共有化の推進（市、市社協、地域） ●自主防災組織の育成・支援と防災活動の促進（市、地域） ●災害ボランティアセンターの設置（市社協、市） ●災害ボランティアのコーディネーター養成（市社協、市） ●福祉避難所の設置の検討（市、地域） 	<p>【充実】災害時応急対策事業＝災害に対する河内長野市と河内長野市社会福祉協議会の相互支援に関する協定に向けた協議を行った。</p> <p>【充実】自主防災組織育成事業＝住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要です。このため、自治会・自主防災組織等は、避難行動要支援者も含め、普段から住民同士が顔の見える関係づくりを構築し、避難支援等関係者が拡大することが望ましいため、自主防災組織の結成や育成の支援を継続した。自主防災組織団体数 40団体。</p> <p>【充実】福祉委員等パワーアップ事業＝平成25年度は災害に対する意識を高めるだけではなく、炊き出し訓練など具体的な活動を行った。</p>	◎	<p>災害時の要援護者対応事業</p> <p>災害時応急対策事業</p> <p>高齢者相互支援推進事業</p> <p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>民生児童委員関係事業</p> <p>自主防災組織育成事業</p> <p>防災の啓発・訓練事業</p> <p>河内長野市自衛消防隊部会指導事業</p> <p>高齢者支援事業</p> <p>認知症高齢者支援事業</p> <p>福祉委員等パワーアップ事業(市社協)</p> <p>「小地域ネットワーク活動」の展開と支援(市社協)</p> <p>地域相談支援員配置事業</p> <p>福祉団体支援事業</p>	<p>災害時の要援護者の把握と支援方法について検討する。災害時要援護者支援プランの策定</p> <p>大規模災害等が起こった場合、被災地における被災者主体のスムーズな復興を図るため、日頃の日頃の地域福祉活動を生かすとともに、外部支援を受け入れるため、河内長野市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置します。</p> <p>寝たきり、ひとり暮らし等の高齢者宅の友愛訪問を支援する。</p> <p>福祉サービスの連携を進める。</p> <p>地域コミュニティソーシャルワーカーが地域と連携して要支援者を支援する。</p> <p>小地域ネットワーク活動推進事業を支援する。</p> <p>独居老人の所在を記した福祉マップを作成している。</p> <p>自主的な防災組織の育成・支援を行う。</p> <p>自治会や自主防災組織をはじめ、自衛隊や警察、ライフライン関係団体が参加する地域防災訓練を実施する。</p> <p>自衛消防隊の消火技術訓練</p> <p>地域包括支援センター担当者が地域の高齢者宅を訪問し、生活状況の確認や緊急連絡先などの把握を行う。</p> <p>認知症キャラバンメイトが認知症サポーター養成講座を地域の要望に応じて開催し、サポーターを養成する。</p> <p>福祉委員研修会の開催。</p> <p>住民アンケートの実施、個別援助活動</p> <p>地域コミュニティソーシャルワーカーが地域と連携して要支援者を支援する。</p> <p>独居高齢者等支援が必要な方を把握し、独居高齢者の所在を記した福祉マップを作成する。災害時要援護者支援制度の申請希望者に、民生委員により申請手続きの支援を行い、災害時で対応が出来るよう日常的な見守りを行う。</p>